

輪島市監査公表第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第17条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和5年3月20日

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 森 正樹

定期監査結果報告

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査実施日

令和4年10月26日

3 監査対象

輪島市立門前西小学校、輪島市立門前東小学校、輪島市立門前中学校、
教育総務課

4 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 所期の目的を達成し効果を上げているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

5 監査の実施内容

令和4年度の事務事業（令和3年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を財政的観点に基づき審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。また、行政的観点に基づいた審査もあわせて実施した。

6 監査の結果

監査した財務に関する事務及び行政事務については、概ね適正に執行されていると認められた。監査対象に対しては、次のとおり改善について検討を求める事項として「意見」とする。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

【門前西小学校】

「意見」

- (1) 公費である学校会計と私費である関係団体の会計は区分を明確にし、適正な会計事務に努めていただきたい。
- (2) 備品台帳で過去に配備されたデスクトップ型パソコン等の台帳記入がされていなかった。また、その後配備されたクロームブックについても学校で管理している台数と教育総務課で把握している台数が一致していなかった。学校及び教育総務課で原因を調査し同一数としていただきたい。

【門前東小学校】

「意見」

- (1) 公費である学校会計と私費である関係団体の会計は区分を明確にし、適正な会計事務に努めていただきたい。
- (2) クロームブックの配備により、過去に配備されたデスクトップ型パソコン等が殆ど利用されていない状況である。必要最低限の台数以外は処分することなども検討し、それによって空いたスペースを有効に活用できないか、関係部署と検討していただきたい。

【門前中学校】

「意見」

- (1) 公費である学校会計と私費である関係団体の会計は区分を明確にし、適正な会計事務に努めていただきたい。
- (2) 現在の防災計画は、平成 24 年度から更新されておらず非現行の内容となっている。また、学校管理運営計画においても、記載内容が実際と異なっている。どちらも現行化していただきたい。
- (3) 備品台帳の確認を行った結果、記入漏れがいくつか見られた。また、近年購入したものについては、備品受入れ台帳に記載してあるのみで、備品台帳は未記載であった。パソコン・クロームブックも含め、条例で定められている様式で管理していただきたい。